

四 解雇手當制定

一ケ年未満五十日分支給スルコト

一ケ年以上一ケ月ヲ増ス毎ニ參日分増スコト

但シ右ハ日收額ヲ以テ支給スルコト

解雇手當會社従來ノ規定

三ケ月以内五日分 一ケ年以内十五日分 二ケ年以内

三十日分

三ケ年以内五十日分 三ケ年以上ハ一ケ年ヲ増ス毎ニ十五

日分ヲ増ス

五 退職手當ノ制定

退職手當ハ解雇手當ノ半額ヲ支給スルコト

但シ十ケ年未満ノコト

拾ケ年以上ハ退職手當ヲ解雇手當並ニ全額支給スルコト